

臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことによる経済的負担の影響を緩和するため、臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されることとなりました。具体的な申請方法、手続きなどは、詳細が決まり次第、広報ひのやホームページでお知らせします。

臨時福祉給付金

●給付対象者

平成26年1月1日に住民登録のある人。および、平成26年度分町民税（均等割）が課税されない人。ただし、平成26年度町民税が課税される人に扶養されている場合や生活保護制度の被保護者は給付の対象外となります。

●支給額

給付対象者1人につき1万円
※5千円の加算がつく場合があります。

●申請手続き 現在、8月中旬に申請受付を開始する予定で準備を進めています。

対象と思われる方には、町から申請書を送付します。

子育て世帯臨時特例給付金

●給付対象者

平成26年1月1日に住民登録のある人。および、平成26年1月分

の児童手当（特例給付を含む）の受給者で、その前年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人。（ただし、臨時福祉給付金の対象者および生活保護制度の被保護者は対象外です。）

●支給額 児童手当支給対象児童1人につき1万円

●申請手続き 現在、8月中旬に申請受付を開始する予定で準備を進めています。

対象となる方には、町から申請書を送付します。（公務員の方は勤務先から配布された申請書を平成26年1月1日時点で住民登録のある市町村へ提出してください。）

★留意点

・実際の申請・支給時に中学校を修了している場合でも、平成26年1月分の児童手当の対象となっている児童は、子育て世帯臨時特例給付金の対象児童となります。
・平成26年1月2日以降に生まれた方は対象外です。

子育てボランティアの募集 & 講座の開催

町では、3才くらいまでの親子が参加する遊びのひろばなどで一緒に遊んだり、見守りなどのお手伝いをしていただく、「子育てボランティア」を募集しています。

また、「子育てボランティア」の基礎知識を学んでいただくための講座を下記のとおり開催します。

☆子育てボランティア講座☆

【対象】 子育てに関心があり、子育て支援事業で活動していただける方

【受講料】 無料 【申し込み期限】 6月17日（火）

【日程】

日 時	場 所	内 容
6月24日（火） 10時～正午	日野公民館 研修室	開講式 講義
6月30日（月） 7月1日（火） 3日（木） 10時～11時半	つどいのひろば 『ぼけっと』 東桜谷公民館東隣	ボランティア体験 *3日間のうち、 1回以上
7月10日（木） 10時～正午	日野公民館 和室	講義 閉講式

*全日程の受講ができなくてもお申し込みいただけます。

児童手当現況届は 6月30日（月）までに



現在、児童手当を受給している方が、平成26年6月以降も引き続き手当を受給するためには、現況届を提出していただく必要があります。

対象の方へは役場から現況届を発送しておりますので、6月30日（月）までに役場福祉課へご提出ください。なお、この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

●支給対象となる児童

0歳から中学校卒業まで（15歳到達後最初の3月31日まで）の児童

●手当の月額

【所得制限限度額未満の方】

3歳未満 一律15,000円
3歳以上小学校修了前（第1・2子） 10,000円
3歳以上小学校修了前（第3子以降） 15,000円
（※施設入所等児童については、一律10,000円）
中学生 一律10,000円

【所得制限限度額以上の方】

特例給付 一律5,000円

●支給月

6月、10月、2月にそれぞれの前月分までを支給

●支給開始月

原則として、申請があった月の翌月から支給

◆上記の問い合わせ・申し込み先 福祉課 ☎6573